口繪略解題

本誌の口繪として掲ぐる所は高田專修寺所藏の「四十八誓願」の一部分である。全卷墨付十八葉、半葉五行より成れる粘葉綴の小册子にすぎないが、まがうことなき親鸞聖人の眞蹟である。表紙に「四十八大願、釋鸞信」とあるけれど、內題には「四十八誓願」とありて、奥書に「建長八歲丙辰四月十三日書之」とあるから、本書は建長八年に書し門弟鸞信房に附與せられたものであらう。その內容をいへば、正所依の經典たる無量壽經の中から特に四十八願だけを抄錄して、これに振假名と訓點とを施し、且つ本文の上欄にところどころ細字を以て願名を記入したにすぎないから嚴密な意味では親鸞聖人の撰述といへないけれど、兎に角之に加へられた訓點によつて、我聖人獨特の卓見を窺ふことができる。所々に附記せらるゝ願名は「敎行信證」所引の諸願名と大凡同じであるが、まゝ他に見ることのできない異名の存することは特に注意すべきであつて、例へば彼には第二十願を以て「係念定生之願」といふが、これには「係念我國之願」とあるが如き點である。今現存せる親鸞聖人眞蹟の本願文としては、東西本願寺並に高田三本山に傳ふる「敎行信證」所引の文を初めとして、加賀本誓寺所藏の第三十三願文、京都今井辨次郎氏所藏の第十一、第十二、第十三願文、同手塚大制氏所藏の第十八願文、(これらはもと西本願寺の坊官下間刑部卿の所藏であつたが、正德の頃同氏の轉退によつて分散したるもの)等があるけれど、しかも本書の如くに四十八願の全部に亙つて存在してゐない。この意味に於て益々本書の重んずべきことを思ふ。

なほ茲に注意すべきは、同じく專修寺に所藏せる親鸞聖人自筆の「念佛者疑問」一卷についてゞある。僅かに墨付十二葉の小册子で、表紙に「釋鸞信」とあり、末尾に「建長八歲丙辰四月十三日愚禿親鸞八十四歲剋作」とあるからその書寫の年月日については全く今の「四十八誓願」と同じである。かうした同じ日に、しかも同一人の手によつて果して二部の聖敎を書寫し得られたであらうか。此については多少の疑問を挿む餘地がないではないが、しかし予は寧ろ此れによつて、親鸞聖人御老後の健康にして、特に筆硯に親まれたることの多き一證左といたしたいと思ふ。掲出の玻璃版は吉澤義則博士の好意により、同氏所藏の寫眞より復寫せしめたものである。(日下無倫識す)

図版Web非公開